

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 21 年度

条 例 名	神奈川県都市公園条例												
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 12 編第 3 章										
所 管 部 局 室 課	県土整備部都市整備公園課												
条 例 の 概 要	神奈川県を設置する都市公園の設置及び管理等に関し必要な事項を定めている。												
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考										
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	<p>県立都市公園は、都市環境の整備及び改善、災害時の避難等に資するために現在においても必要な施設である。</p> <p>当該施設の設置及び管理について規定している本条例は必要な条例である。</p>	<p>県立都市公園開園数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>H16 年度</td><td>23 公園</td></tr> <tr><td>H17 年度</td><td>23 公園</td></tr> <tr><td>H18 年度</td><td>24 公園</td></tr> <tr><td>H19 年度</td><td>24 公園</td></tr> <tr><td>H20 年度</td><td>25 公園</td></tr> </table>	H16 年度	23 公園	H17 年度	23 公園	H18 年度	24 公園	H19 年度	24 公園	H20 年度	25 公園
	H16 年度	23 公園											
	H17 年度	23 公園											
	H18 年度	24 公園											
	H19 年度	24 公園											
	H20 年度	25 公園											
有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>県立都市公園は、県民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供されているとともに、災害時の避難場所となるなど、有効に機能している。</p>	<p>県立都市公園利用者数（推計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>H16 年度</td><td>920 万人</td></tr> <tr><td>H17 年度</td><td>990 万人</td></tr> <tr><td>H18 年度</td><td>1,040 万人</td></tr> <tr><td>H19 年度</td><td>1,210 万人</td></tr> <tr><td>H20 年度</td><td>1,190 万人</td></tr> </table>	H16 年度	920 万人	H17 年度	990 万人	H18 年度	1,040 万人	H19 年度	1,210 万人	H20 年度	1,190 万人	
H16 年度	920 万人												
H17 年度	990 万人												
H18 年度	1,040 万人												
H19 年度	1,210 万人												
H20 年度	1,190 万人												
効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>県立都市公園は、施設の維持管理・運営に相当の知識及び経験を有するものを従事させることなどの一定の基準を満たす法人その他の団体に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を平成 18 年度に導入しており、効率的な施設運営が行われている。</p>	<p>指定管理者制度の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">期 間</td><td style="text-align: center;">公園数</td></tr> <tr><td>H18～20 年度</td><td>21 公園</td></tr> <tr><td>H21～25 年度</td><td>25 公園</td></tr> </table>	期 間	公園数	H18～20 年度	21 公園	H21～25 年度	25 公園					
期 間	公園数												
H18～20 年度	21 公園												
H21～25 年度	25 公園												
基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	<p>県立都市公園の整備は、県民の憩いの場であり、都市のみどりの基幹をなす魅力ある都市公園づくりを進めることとしている「神奈川県構想」に適合している。</p> <p>また、指定管理者制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。</p>												
適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	<p>都市公園法に基づき必要な事項を定めており、憲法、法令に抵触しないものである。</p>												
その他													
見 直 し 結 果	<p>改正・廃止の必要はない。</p> <p>改正・廃止を検討する。</p>	理 由	特 記 事 項										
		<p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。</p>	<p>別表に定める占用料の額については、地価の変動等を踏まえて、適宜見直しを検討する。</p>										
次 回 見 直 し 予 定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>										